

平成 30 年度第 5 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 8 月 6 日（月）午後 15 時 30 分から午後 16 時 34 分

2. 開催場所 みよしまちづくりセンター ペペらホール

3. 出席委員(17 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄	9 番 橋本 正二
10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之	13 番 平田 真一
14 番 廣瀬 勝秀	16 番 藤川 範雄	17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治
19 番 桃田 義文			

4. 欠席委員(2 人)

6 番 田村 弘文 15 番 福田 博之

5. 議事日程

報告第 17 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 19 号 非農地証明願承認について

議案第 29 号 農地法第 3 条について

議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 32 号 農用地利用集積計画について

議案第 33 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第 34 号 三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員の補充）について

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 只今から、平成 30 年度第 5 回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

係 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 17 人であります。よって、総会は成立いたします。

田村 委員、福田 委員から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、藤川委員・箕田委員の両名を指名いたします。よろしくお

願います。

それでは、平成 30 年度第 5 回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 17 号から報告第 19 号までの 3 件です。

議案が、議案第 29 号から議案第 34 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事の都合上、議案第 34 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員の補充）」について先に審議します。

事務局から、説明を求めます。

係長 議案第 34 号 三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員の補充）についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書の 50 ページをお開きください。本案については、欠員が生じた君田地区の農地利用最適化推進委員の補充について、6 月 15 日から 7 月 17 日の間で推薦・公募の受付を行い、申込のあったものについて農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において評価し候補者を選考したものです。

候補者は、君田町茂田_____、山田 隆治さんで、君田自治区連合会から推薦があった方です。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

説明は以上です。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 34 号「三次市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱（欠員の補充）」について、承認することに決めます。

それでは、委嘱状の交付を行いますので、事務局にて進行してください。

委嘱状交付式

議長 それでは議事に戻ります。

議事日程に従い、報告第 17 号から報告第 19 号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第 17 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 1 件ご報告いたします。

内容は、7 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第 18 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 7 件ご報告い

たします。

内容は、7月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については、ご一読ください。

報告第19号「非農地証明願承認」について3件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、君田町櫃田字阿鹿_____, 現況地目は宅地で、面積が247㎡、申請人が、君田町櫃田_____, ●● ●●さん、非農地となった理由は、昭和20年頃、亡父及びその家族の居宅敷地として利用、宅地化し現在に至っています。

申請番号2 土地の所在が、上田町_____, _____, _____, _____, _____, _____, 現況地目は、すべて原野で、面積の合計が5,891㎡、申請人が、上田町_____, ●● ●●さん、非農地となった理由は、平成元年頃耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号3 土地の所在が、三和町上壺字伏波羅_____, 現況地目は、原野で、面積が80㎡、申請人が、三和町下板木_____, ●● ●●さん、三和町上壺_____, ▲▲ ▲▲さん、東広島市八本松南4丁目_____, ■■ ■■さんの3名です。
非農地となった理由は、昭和52年頃耕作放棄、原野化し現在に至っています。
報告については以上です。

議長 報告第17号から第19号を報告いたしました。
報告3件について、質問があればどうぞ。

質問なし

議長 議案第29号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請」について6件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号5-1 土地の所在が、四拾貫町_____, _____, _____, _____, _____, _____, 地目は田が5筆で、2,955.1㎡、畑が1筆で103㎡、面積の合計が3,058.1㎡、譲渡人が、四拾貫町_____, ●● ●●さん、譲受人が、庄原市中本町1丁目_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人11,439㎡、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 譲渡人の●●さんが高齢になって耕作できないため、譲受人の▲▲さんが果樹を植えられるため購入されます。以前に取得された農地の管理が十分でないところもあるため指導を行っています。今後管理を行っていくとの回答を得ています。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 5-1 を決めます。
次に申請番号 5-2 の説明を求めます。

係長 申請番号 5-2 土地の所在が、栗屋町_____, _____, 現況地目は、畑が 1 筆で、17 m², 山林原野が 1 筆で、541 m², 面積の合計が 558 m², 譲渡人が、栗屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、栗屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 11,163 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は 20 数年耕作を行っていませんが、草刈り管理が行われていました。今後も耕作の意思はなく管理に苦慮されていたところ、▲▲さんと話がまとまりました。▲▲さんは梅等を植栽し果樹畑として管理されます。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 5-2 を決めます。
申請番号 5-3 は、橋本正二委員が代表を務める法人に関する議案です。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、橋本正二委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（橋本正二委員退席）

議長 では、申請番号 5-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 5-3 土地の所在が、小田幸町_____, _____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 9,059 m², 譲渡人が、小田幸町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、小田幸町_____, 合同会社 ▲▲▲▲, 経営状況は、譲受人 566 m², 本件土地を合わせて 9,625 m²です。申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 譲渡人の●●さんは体調を崩され耕作が困難なため、隣接する合同会社 ▲▲▲▲に相談されたところ、話がまとまりました。2 筆は牧草地として、1 筆は水田として耕作されます。後継者もあり、今後も効率的に耕作されるものと思われれます。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-3 を決めます。
それでは、橋本正二委員に入室いただいでください。

(橋本正二委員入室)

議 長 申請番号 5-3 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 5-4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 5-4 土地の所在が、日下町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 604 m², 譲渡人が、日下町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、作木町大山_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 70,708 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 ●●さんと▲▲さんは賃借で契約されていましたが、期間が切れたため、▲▲さんが譲り受けて耕作されることとなりました。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-4 を決めます。
次に申請番号 5-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 5-5 土地の所在が、日下町_____, _____, 地目は田で、面積が 390 m², 譲渡人が、作木町大山_____, ●● ●●さん, 譲受人が、日下町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 14,230.7 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 申請地は、●●さんと▲▲さんの土地の交換ということですが。交換後も引き続き営農をされます。周辺農地への影響はあしません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 5-5 を決めます。
次に申請番号 5-6 の説明を求めます。

係長 申請番号 5-6 土地の所在が、三和町大力谷字亀丸_____, 地目は田で、面積が 405 m², 譲渡人が、三和町大力谷_____, ●● ●●さん, 譲受人が、広島市字北区可部南四丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 2,340.28 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 ●●さんと▲▲さんの農地は隣接しています。圃場整備された際に分譲された農地です。▲▲さんの農地に入出入するのに不便があるため相談したところ話がまとまりました。周辺農地は全て耕作されており問題ないものと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 29 号「農地法第 3 条」については、申請番号 5-1 から申請番号 5-6 までを、異議なしと決めます。

議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 4 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 5-1 と申請番号 5-2 の申請人が、吉舎町安田_____, ●● ●●さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請番号 5-1 土地の所在が、吉舎町安田字三田戸奥_____, 地目は畑で、面積が 914 m²です。

申請番号 5-2 土地の所在が、吉舎町安田字三田戸奥_____, 地目は田で、面積が 1,563 m²です。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は、20 年くらい耕作されていない農地です。太陽光発電施設設置の計画です。申請人の●●さんは福山市へ住み込みで働かれており、後継者もないため、管理を

するもの困難であり、今後のことを考え太陽光発電施設の設置をしたいと思い申請に至りました。隣接所有者の同意を得ています。申請面積は、農地は現状のまま利用し、雨水は自然流下し、汚水は発生しません。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-1, 5-2 を決めます。
次に申請番号 5-3 の説明を求めます。

係 長 申請番号 5-3 土地の所在が、三次町_____, 地目は田で、面積が 1,072 m², 申請人が、三次町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、集合住宅の建築です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 申請地を 1m ほどかさ上げし住宅地とされます。雨水は北西側に水路を設けられ、汚水は合併浄化槽を設置されます。周辺農地に問題ないものと思われます。よろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-3 を決めます。
次に申請番号 5-4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 5-4 土地の所在が、三良坂町三良坂字下郷_____, 仮換地地番_____, 地目は田で、面積が 365 m², 仮換地面積が 258 m², 申請人が、三良坂町三良坂_____, ●● ●●さん, 申請内容は、一般住宅用地の整備です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は三良坂土地区画整備事業用地内の農地です。本申請はその目的に沿ったものです。●●さんの娘夫婦の住宅用地として整備されるものです。周辺に他の農地はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項」について，申請番号 5-1 から申請番号 5-4 までを異議なしと決めます。

議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について，9 件ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 5-1 土地の所在が，西酒屋町_____，地目は田で，面積が 1,822 m²，譲渡人が，西酒屋町_____，●● ●●さん，譲受人が，西酒屋町_____，▲▲ ▲▲さん，申請内容は，太陽光発電施設の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は，従前 3 枚あったわけですが，23 年前に 1 枚にする整備を始められましたが，整備が進んでおらず，一部を耕作されていきました。譲渡人は高齢となり農業を行うことが難しくなり，長子が譲り受けて太陽光発電施設を設置するものです。申請者は会社員であり農業経験はありません。周辺農地や生活環境への悪影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め，申請番号 5-1 を決めます。

申請番号 5-2 から申請番号 5-4 は関連がありますから，合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 5-2 から申請番号 5-4 の譲受人は，福山市南手城町 1 丁目_____，株式会社 ●●●●，申請内容は，太陽光発電施設の整備です。

申請番号 5-2 と申請番号 5-3 の譲渡人は，大阪府羽曳野市野_____，▲▲ ▲▲さん，申請番号 5-4 の譲渡人は千葉県船橋市二和東 5 丁目_____，■ ■さんです。

申請番号 5-2 の土地の所在が，三良坂町三良坂字平林_____，_____，_____，地目は，すべて田で，面積の合計が 1,247 m²です。

申請番号 5-3 の土地の所在が，三良坂町三良坂字平林_____，_____，地目は，すべて田で，面積の合計が 851 m²です。

申請番号 5-4 の土地の所在が，三良坂町三良坂字平林_____，地目は田で，面積が 703 m²です。

本 3 件の申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請番号 5-2 は、近所の方が一昨年までは水稻を耕作されていましたが、高齢になり耕作が難しくなっていました。譲渡人の▲▲さん、■■さんは遠方に住まれ、高齢で管理をすることができないということです。5-3、5-4 については近所の方が草刈りをしておられました管理が難しくなっており、今回太陽光発電施設の整備ということとなりました。除草管理は防草シートを貼られ、排水は市道の側溝へ排水されます。周りに農地もありませんので支障ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-2 から 5-4 を決します。
次に申請番号 5-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 5-5 土地の所在が吉舎町敷地字梅之木_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,781 m², 譲渡人が、広島市安佐南区緑井 5 丁目_____, ●●●●さん, 譲受人が、福山市南手城町 1 丁目_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は、近年耕作されていない農地です。譲渡人の●●さんは相続で農地を所有することとなりましたが、広島市に在住で管理をするのが困難で、水利が馬洗川からのポンプアップの状況のため耕作者もおらず困っていた時に、太陽光発電施設の話があり、今回の申請となりました。隣接所有者、近所の同意を得ています。転用面積は妥当です。農地は現状のまま利用し、雨水は水路へ、必要に応じて U 字溝を設置されます。汚水は発生しないので問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 5-5 を決します。
次に申請番号 5-6 の説明を求めます。

係 長 恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。

申請番号 5-6 について、現地調査の結果、既設の浄化槽と物置があることが確認されました。これに基づき、右から 3 つ目の施設の欄につきまして、浄化槽の数量を「1 基」から「2 基」に訂正いただくとともに、「物置 1 基」と追記をお願いします。

申請番号 5-6 土地の所在が下川立町_____, 地目は畑で、面積が 460 m², 貸主

が、下川立町_____, ●● ●●さん, 借主が, 広島市安佐北区白木町井原_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は, 農家住宅の建築です。

申請地は, 県営担い手育成基盤整備事業 川立地区として, 平成7年度から平成12年度にかけて整備された第1種農地です。周辺はすべて第1種農地ばかりであり, 他に適当な土地がないことから, やむなく申請地を選定しました。本件は, 農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として, 第1種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲受人である●●さんは, 譲渡人の孫にあたります。現在, 広島市に住まわれています。今後農業後継者として従事するため, 農家住宅を建築されます。他に適当な農地がないためやむを得ず申請地に建築されるものです。物置と浄化槽を無断転用されているため, 始末書が提出されています。周辺の農地への影響はないと思われます。用水は上水道, 汚水等は合併浄化槽を設置されます。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号5-6は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号5-7の説明を求めます。

係 長 申請番号5-7 土地の所在が, 南畑敷町_____, 地目は田で, 面積が212㎡, 譲渡人が, 南畑敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が, 畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さんと■ ■ ■ ■さんで, 持分はそれぞれ6/10と4/10, 申請内容は, 一般住宅の建築です。

申請地は, 都市計画法の用途地域内にあることから, 第3種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は, 周りは全て住宅が建ち農地はありません。雨水は道路側溝へ, 汚水は公共下水へ接続されます。周りへの影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号5-7を決めます。
次に申請番号5-8の説明を求めます。

係 長 申請番号5-8 土地の所在が日下町_____, 現況地目は, 雑種地で, 面積が369

m²、譲渡人が、日下町_____, ●● ●●さん、譲受人が、作木町大山_____, ▲▲ ▲▲さん、申請内容は、農機具置場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 譲受人の▲▲さんは日下町で農地の規模拡大をされており、農機具置場が必要となっていました。今回、農地法3条申請のあった農地との交換となります。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号5-8を決めます。
次に申請番号5-9の説明を求めます。

係 長 申請番号5-9 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は田で、面積が1,464 m²、貸主が、四拾貫町_____, ●● ●●さん、借主が、広島市中区幟町_____, ▲▲ ▲▲ 株式会社、申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は高齢となり管理ができないため、草が繁茂している農地です。近隣に対しての影響はありません。排水は現状の排水路を使われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第31号「農地法第5条第1項」について、申請番号5-1から申請番号5-5まで、及び申請番号5-7から申請番号5-9までを異議なしと決し、申請番号5-6は許可妥当として処理諮問いたします。

次に、議案第32号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第32号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

31ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下2段になっていますが、農地中間管理権の取得に

ともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、5件で29,232㎡、農地中間管理権の取得にともなうものが、23件で47,506㎡、合計が、28件で76,738㎡です。

各申請については15ページから30ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 意見等はありませんか。

意見なし

議 長 それでは、議案第32号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第32号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

次に、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、34ページ及び41ページの照会に対して、48ページ及び49ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

対象となる農地は、先程の議案で中間管理権の取得についてご承認いただいたものの一部です。

配分計画は4件あり、その内訳についてご説明します。

1件目は、35ページ、寺町地区で作成された人・農地プラン（平成29年度）に基づき、プランの担い手である、株式会社 ●●●●に農地10,428㎡を転貸するものです。2件目は、38ページ、寺町地区で作成された人・農地プラン（平成29年度）に基づき、プランの担い手である、株式会社 ▲▲▲▲に農地4,781㎡を転貸するものです。3件目は、42ページ、向江田地区で作成された人・農地プラン（平成29年度）に基づき、プランの担い手である、株式会社 ■■■■に農地7,407㎡を転貸するものです。4件目は、45ページ、清河地区で作成された人・農地プラン（平成28年度）に基づき、プランの担い手である、農事組合法人 ★★★★★に農地4,402㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 意見等はありませんか。

意見なし

議 長 それでは、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利

用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 全員挙手

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 33 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議 長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて 林 座長から役員会の報告をお願いします。

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

委員の皆様から何かございますか。

(事務連絡)

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、9月5日(水)午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。

以上で平成30年度第5回農業委員会総会を終了します。

平成30年8月6日